



特別支援学校

知的障害教育校総合補償制度

(こども総合保険)

特別支援学校(知的障害教育校)で約3人に1人が加入しています!

※加入実績 約35,000人(2021年実績)

PTAで
ご加入いただくと
30%
割引*

友だちのメガネを
つかんで壊してしまった!



パニックを起こして
他人にケガをさせた!



通学中に転んで
ケガをした!



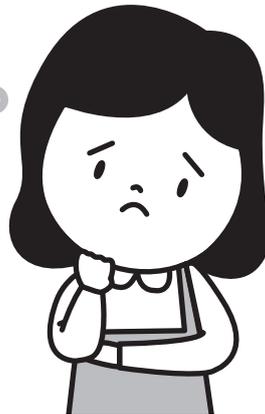
インターンシップ中に
コピー機を壊してしまった



扶養者が事故に!!



新型コロナウイルス
感染症で入院した!



大切なお子さまを
1日24時間、補償!

学校でのケガはもちろん、学校が休みの日や
登下校中のケガも補償します。

保険料の払込みは口座振替(年1回)で翌年からは自動更新

申込方法	オンライン申込み	加入依頼書申込み
申込締切日	2022年5月24日(火) 申込み完了まで	2022年5月6日(金)
補償期間(保険期間)	2022年6月1日午前0時から2023年6月1日午後4時まで	
掛金口座振替日	2022年7月12日(火) ※お申込みの時期によって口座振替日が翌月になる場合があります。	

申込締切日以降もお申込可能ですが、補償開始日時の詳細はパンフレットの取扱代理店までお問い合わせください。

九州地区取扱代理店

JIC九州

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-6-7 天神クリスタルビル14F(本社)

〒860-0843 熊本県熊本市中央区草葉町4-20 富士火災熊本ビル6F(南九州支店)

☎ 0120(294)250

受付時間：午前9時～午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容を必ずご確認ください。なお、この補償制度に関するお問合せは、上記の取扱代理店または本書裏面の引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、上記の取扱代理店までお問い合わせください。

*割引率について：このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料(加入者数20名未満の団体における保険料)に対しての割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数、過去の損害率等に応じて決定します。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

『主な補償内容のご案内』

(補償内容の詳細は、6ページの「補償概要」をご覧ください。)

プランによってセットされている補償項目や保険金額が異なります。ご加入プランを選ばれる際は、セットされている補償項目をプラン表でご確認ください。

■基本補償

●個人賠償責任補償

お子様やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力を行います。

●育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。



●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、お子様がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



■特約補償

プランによってセットされている補償が異なりますのでご注意ください。

●細菌性食中毒補償

お子様が摂取したのものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●熱中症補償

お子様が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●特定感染症補償

お子様が補償期間中に法令で定める特定感染症(一类～三类感染症)、新型コロナウイルス感染症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。また詳しい補償についてはP.6をご確認ください。

加入依頼書/預金口座記入例

保険会社用 加入依頼書 全国特別支援学校知的障害教育PTA連合会 御中 加入依頼日: 2022年04月30日 電話番号: 03-xxxx-xxxx 携帯電話番号: 090-xxxx-xxxx 港区新橋〇-〇-〇 氏名: エイアイ タロウ (男) 永愛 太郎 氏名: エイアイ シロウ (男) 永愛 次郎		会社用印欄 団体名: 全国特別支援学校知的障害教育PTA連合会 委託者番号: 07752 加入者番号/CD: AIG 代理店・扱者/仲立人: (所定のゴム印使用) 会社使用欄 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加) 下記指定金融機関 御中 預貯金通帳を見ながら正確に記入してください。(訂正がある場合は2重線で消して、捺印を押印してください。) 永愛 丸の内 永愛 太郎 永愛	
住所: 港区新橋〇-〇-〇 氏名: エイアイ タロウ (男) 永愛 太郎 氏名: エイアイ シロウ (男) 永愛 次郎		金融機関お届出印を捺印してください。 口座番号: xxxxxxxx 金融機関コード: 166301 店種コード: 01 印: 永愛	
加入依頼者(保護者) 氏名: 永愛 太郎 扶養者(ご家族) 氏名: 永愛 次郎		印: 永愛	

ご加入プランを○で囲んでください(プランの内容はパンフレットでご確認ください。)

A4 (8,000円) B4 (10,000円) C4 (14,000円) D4 (18,000円)

死亡保険金額は法定相続人となります。保期間中はパンフレットに記載のとおりです。

預貯金通帳の印を押す

補償期間
(保険期間)

2022年6月1日午前0時から2023年6月1日午後4時まで
(継続加入は午後4時)

※上記補償期間開始以降もお申しいただくことが可能となります。お気軽に取扱代理店まで問い合わせください。

おすすめプラン

プラン表(補償項目/保険金額)		D4プラン (1年間補償)	C4プラン (1年間補償)	B4プラン (1年間補償)	A4プラン (1年間補償)
割引適用前制度掛金		27,810円	21,620円	15,370円	12,350円
1年分の制度掛金 (一時払)		18,000円	14,000円	10,000円	8,000円
基本補償	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	3億円	1億円	3,000万円	3,000万円
	育英費用 (一時金) ★	500万円	300万円	補償されません	補償されません
	死亡保険金 ●■ ★	466.6万円	368.9万円	264.3万円	123.2万円
	後遺障害保険金 ●■ ★▲ (障害の程度によって)	466.6万円~約18.6万円	368.9万円~約14.7万円	264.3万円~約10.5万円	123.2万円~約4.9万円
	入院保険金 ●■ ★▲ 日額(180日限度)	5,800円	4,700円	4,000円	3,600円
	手術保険金 ●■ ★ (1事故あたり1回)	(入院中) 58,000円 (入院中以外) 29,000円	(入院中) 47,000円 (入院中以外) 23,500円	(入院中) 40,000円 (入院中以外) 20,000円	(入院中) 36,000円 (入院中以外) 18,000円
	通院保険金 ●■ ★▲ 日額(90日限度)	3,000円	2,500円	2,000円	2,000円
特約補償	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります ※1	補償されません
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります
	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります
	2021年からの補償 特定感染症補償 【補償範囲を拡大する特約】	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

※各プランの保険金額、掛金は、過去の実績等をもとに加入者 10,000 名以上の場合の団体割引を適用したものです。

※1 B4プランでは育英費用補償は補償の対象とはなりません。

(注)掛金には制度運営費 200 円が含まれています。

個人賠償

誤って他人の物を壊してしまったり、お友達にケガをさせてしまった…
他人の物や体を傷つけたことで、**法律上の損害賠償責任を負った場合**に補償します。



＜お支払例①＞

自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となった。

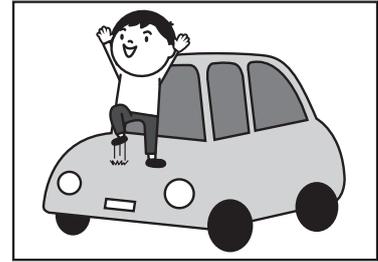
保険金合計/1億3,000万円



＜お支払例②＞

友達のメガネが欲しくなり、うしろから取り上げたとき折ってしまった。

保険金合計/19,000円



＜お支払例③＞

近隣の駐車場にある車のボンネットに乗り、飛び跳ねてへこませた。

保険金合計/260,000円

育英費用

お父さんが交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…

扶養者が万が一の事故で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償(一時金)をお支払いします。



1



2

重度の後遺障害が残ります…。



10数年後

3

＜お支払例＞

扶養者である父親が、仕事上の事故で死亡した。

保険金合計/5,000,000円(育英費用補償)

ケガ

毎日の学校生活だけでなく、放課後等デイサービスやショートステイの利用、地域活動への参加など、過ごし方は様々。学校が休みの日も含めて24時間補償します。



1



2

捻挫で10日間通院してください。



3

通院だけでも保険金請求ができて助かったわ。

＜お支払例＞

放課後等デイサービスを利用している間に、転倒し足を捻挫。10日間通院した。

保険金合計/30,000円(通院保険金 3,000円×10日)

デジタル保険金請求のご案内

もしもの時に！保険金をオンラインで簡単請求！

保険金請求のお手続きはこちらから →

<https://www.aig.co.jp/sonpo/service/contact/internet>



24時間
365日

いつでも、どこでも
受け付けます！

AIG損保のデジタル保険金請求なら、
オンラインで簡単に請求！

面倒な書類の郵送も不要！

原則3営業日以内で保険金をお支払します！

●デジタル保険金支払いの対象となる事故

ケガによる入院／通院／手術

たとえば、ケガで8日間通院した…

入院保険金

手術保険金／通院保険金



加入依頼書で新規に申込みされる方・昨年は現金で申込みされた方は

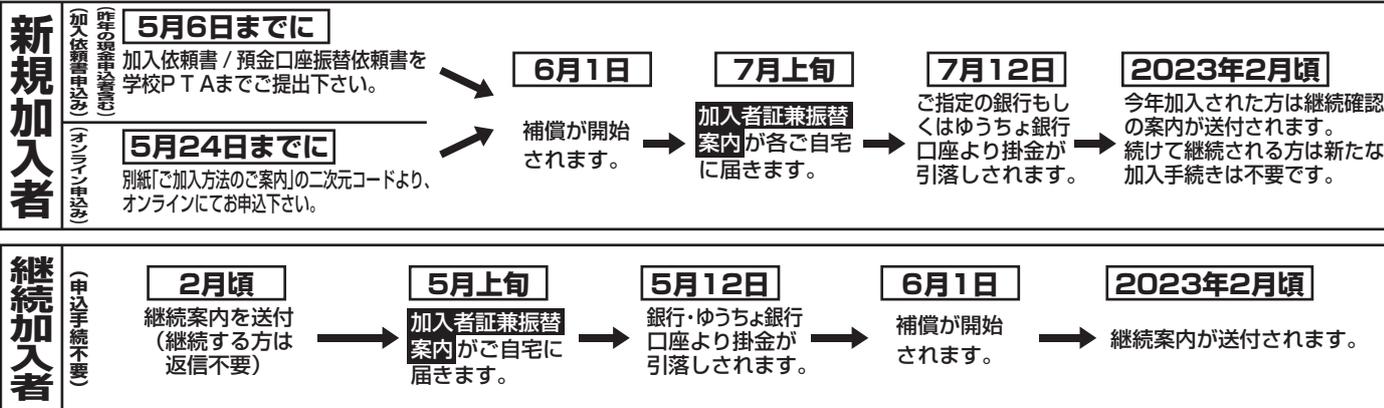
別紙加入依頼書・預金口座振替依頼書に記入捺印の上、3枚目のお客さま控を取って

5月6日(金)までに 各学校単位PTAにご提出願います。

- **5月13日頃**に各学校単位PTAにて集計のうえ各地区担当取扱代理店あて加入依頼書を送付します。
- 保険期間は2022年6月1日午前0時(継続加入の方は午後4時)から2023年6月1日午後4時です。
- お申込みにあたっては、パンフレットのプランに印をつけて、加入依頼書お客さま控、重要事項説明書とともにお手元に必ず保管してください。

制度掛金の振替日は7月12日(火)です。

ご加入の流れ



加入済みで口座振替で掛金を払い込まれた方は卒業まで申込みの必要はありません。

在学中は特にお申出が無い限り毎年自動更新※されますので再度加入依頼書をご提出いただく必要はありません。本年度分(2022年6月1日から1年間)の加入者証兼振替案内が5月上旬にご自宅へ郵送されますので保管してください。

※本制度は1年ごとの自動更新となります。加入者数の増減や保険金支払実績等に応じて割引率が変わる場合や、補償制度の充実のために団体契約者と引受保険会社の合意により新たな補償内容に変更する場合がございます。これらの変更により補償金額(保険金額)・掛金(保険料)が変更となる場合がございます。変更後の補償金額(保険金額)・掛金(保険料)は更新案内にてご案内いたします。変更後の補償内容で継続を希望されないお客さまはご連絡頂けますようお願いいたします。ご連絡がない場合、加入時の自動更新の意思に基づき契約は変更後の内容で自動的に更新されます。

制度掛金の振替日は5月12日(木)です。

【用語の説明】補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

用語	説明
あ 医師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か 危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハングライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
け ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)こども総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・後遺障害追加支払・入院・手術・通院・傷害医療費用・入院一時金・救護者費用】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ 細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
重度の後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの(同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの)をいいます。 例：両眼の失明、咀嚼くおよび言語の機能の全廃…など
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
初年度契約	各特約において、その特約を初めてセットした契約をいいます。また、継続契約に該当しない契約も含まれます。
た 特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類～三類感染症で、例えば以下のような感染症をいいます。(2021年8月現在) エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限り)、新型コロナウイルス感染症(一類～三類感染症には該当しませんが、補償対象となります。)
は 配偶者	婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限り)。)
発病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された場合をいいます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
扶養者	お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
保険年度	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

